

4月から

下水道を利用できる 区域が広がります



下水道を利用するには

- 1 町が指定した下水道排水設備指定工事店に下水道への接続工事を直接依頼して、契約をしてください。
- 2 指定工事店より町に排水設備等計画確認申請書が提出されます。
- 3 受益者申告書を記入して提出していただきます。
- 4 受益者負担金の納付書を通じますので、受益者負担金を納入してください。

- 5 接続工事が実施されます。
※必ず宅内の切替工事前に、し尿・浄化槽の最終清掃を実施してください。
- 6 接続工事完了後に、町が検査を行います。
- 7 使用開始届を提出していただきます(下水道使用料が発生します)。

負担していただく費用

下水道を利用していただくために、次の3つの費用の負担が必要となります。

●宅内排水設備工事費

家庭の排水を下水道に流すための切り替え工事をしなければなりません。この工事費は各個人の負担になります。

●受益者負担金

公共下水道の建設には多額の費用を要することから、接続時に一度だけ建設費の一部を負担していただきます。

●下水道使用料

下水道は、整備して利用できるようになれば終わりではなく、処理場で汚水进行处理する費用や下水道管の清掃や補修など施設を維持管理する費用がかかります。

す。そのため、下水道を利用する皆さんにその費用の一部を負担していただくのが下水道使用料です。

・排出量

原則的に上水道の使用水量となります。

・下水道使用料の納付

水道料金と下水道使用料を合わせて名古屋市上下水道局にお支払いください。原則的に2カ月ごとのお支払いになります。



負担金額

一体として使用している土地の面積(㎡)
×270円

【例】受益者負担金対象の土地を200㎡(約60坪)所有している場合
 $270円 \times 200㎡ = 54,000円$

※3年以内の接続の場合は、20%減免します。
例の場合、10,800円減免となり43,200円となります。

問合せ先

内線157

役場都市整備課